

出雲コアカレッジ学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第7章の2の規定により、医療・情報ならびに保育に関する専門的知識、及び技術の教授に関する専修学校の教育を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、出雲コアカレッジという。

(位 置)

第3条 本校は、島根県出雲市斐川町富村1000番地8に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び収容定員

(課程、学科、修業年限及び収容定員)

第4条 本校の課程、学科、コース、修業年限及び収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	学 科	コ ー ス	昼夜の部	修業年限	定 員		
					第1学年	第2学年	計
工業	情報システム	ITビジネス	昼 間	2	15	15	30
		システムエンジニア	昼 間	2	25	25	50
商業 実務	医療ビジネス		昼 間	2	15	15	30
教育 社会福祉	こども福祉		昼 間	2	45	45	90
					100	100	200

2 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数は、40人以下とする。但し、校長が特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認めた時は、40人を超えることができる。

第3章 学年、学期、休業日等及び授業日数

(学 年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 本校の学期は、次のとおりとする。

- (1)前 期 4月1日から8月31日まで
- (2)後 期 9月1日から翌年の3月31日まで

(休業日等)

第7条 本校の休日及び休業日は、次のとおりとする。

- (1)日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2)夏期休業日 7月下旬から8月末日まで
 - (3)冬期休業日 12月下旬から1月上旬まで
 - (4)春期休業日 3月中旬から4月上旬まで
 - (5)その他校長が必要と認めた日
- 2 校長が必要と認めた場合は前項の休業日を変更することができる。
 - 3 校長は第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(授業時数)

第8条 本校の授業時数は、1700時間以上とする。

第4章 教職員組織

(教職員)

第9条 本校に、次の教職員を置く。

- (1)校長 1人
 - (2)教務主任 1人
 - (3)講師 9人以上
 - (4)事務職員 2人以上
 - (5)学校医 1人
 - (6)その他の職員 1人以上
- 2 校長は、校務を掌り所属教職員を監督する。
 - 3 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第5章 入学、退学、休学、復学等

(入学資格)

第10条 本校の入学資格者は、高等学校を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者とする。

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、出身学校長の調査書、人物考査によって行う。

(転入学及び編入学の資格)

第12条 本校に転入学又は編入学できる者は、入学資格を有する者で、他の学校等における履修状況、修得した単位又は修了した課程に応じ、転入又は編入する学年の学生と同等以上の学力があると認められるものとする。

- 2 こども福祉科における前項に定める既修科目の認定は、30単位を超えない範囲とする。

(入学等の手続)

第13条 本校に入学、転入学又は編入学しようとする者は、所定の入学願書を所定の期日までに提出し、

校長の許可を受けなければならない。

(退学、休学、転学及び復学)

第14条 退学、休学、転学又は復学しようとする者は、所定の用紙にその事由を具して校長に願い出、許可を受けなければならない。

第6章 教育課程

(教育課程)

第15条 本校の教育課程は、別表1-A(医療ビジネス科)、別表1-B(情報システム科 ITビジネスコース)、別表1-C(情報システム科 システムエンジニアコース) 別表1-D(こども福祉科) のとおりとする。

2 別表に定める授業時間は、90分とする。

第7章 課程の修了及び卒業

(課程の修了)

第16条 校長は、教育課程に基づく指導計画に従って授業科目を履修し、授業科目の履修状況及び試験の結果が別表2に定める学習評価基準を満たしていると認められる者に対して、全課程の修了を認定する。

(卒業証書及び称号の授与)

第17条 校長は、全課程を修了したと認めた者には、卒業証書及び専門士(工業専門課程、商業実務専門課程、教育社会福祉専門課程)の称号を授与する。

第8章 学生納付金等

(学生納付金及び入学検定料)

第18条 本校の学生納付金及び入学検定料は、次の表のとおりとする。

令和3年度以降の入学生に適用					
区分	科	情報システム科	医療ビジネス科	こども福祉科	
	コース	ITビジネス システムエンジニア			
学生 納 付 金	入学金	150,000円	150,000円	150,000円	
	年 額	授業料	600,000円	600,000円	600,000円
		実習費	200,000円	200,000円	100,000円
		施設費	100,000円	100,000円	100,000円
入学検定料		15,000円	15,000円	15,000円	

令和2年度以前の入学生に適用					
区分	科	情報システム科	医療ビジネス科	こども福祉科	
	コース	ITビジネス システムエンジニア			
学生納付金	入学金	150,000円	150,000円	150,000円	
	年額	授業料	360,000円	360,000円	360,000円
		実習費	390,000円	390,000円	340,000円
		施設費	100,000円	100,000円	100,000円
入学検定料		15,000円	15,000円	15,000円	

- 2 授業料、実習費、教育充実費及び施設管理費（以下「授業料等」という。）は、本校に在籍する間は、出席の有無にかかわらず、原則として、所定の期日までに一括して納入しなければならない。
- 3 第13条の規定による休学期間中の授業料等は、これらを徴収しない。
- 4 入学金は、所定の期日までに納入するものとする。
- 5 入学検定料は、第12条に規定する入学願書提出の際に納入するものとする。
- 6 既納の学生納付金は、返還しない。ただし、特別の事由があると校長が認めた場合には、学生納付金の全額又は一部を返還することもある。

第9章 賞 罰

（表 彰）

第19条 校長は、成績、性行ともに優れ、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

（懲 戒）

第20条 校長は、学生がこの学則その他本校の定める諸規定を守らず、又はその本分に反した行為があり、教育上必要があると認めるときは、当該学生に懲戒を加えることができる。

- 2 前項に規定する懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 3 前項に規定する退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

この学則は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成7年2月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から実施する。ただし、第17条第1項の表及び別科細則7の規定については、平成10年4月1日から実施するものとし、平成9年度分の本科の入学検定料及び学生納付金、別科の入学金及び学費については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から実施する。ただし、第4条第1項の表については、平成24年度、平成25年度の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から実施する。ただし、第4条第1項の表については、平成26年度、平成27年度の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から実施する。ただし、第4条第1項の表については、平成27年度、平成28年度の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から実施する。ただし、第4条第1項の表については、平成29年度の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から実施する。